

姫路市ホームレス自立支援実施計画

概要版

令和3年3月

I 計画について (本編P1～P2)

○計画の目的

この計画は、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるよう支援し、新たなホームレスを生まない福祉社会の実現」を目的とします。

○計画の位置付け

この計画は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に基づき、国の基本方針、兵庫県の実施方針を踏まえて策定するものです。

○これまでの経過

- ◆ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
平成14年(2002年)8月施行
- ◆ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(国の基本方針)
平成15年(2003年)7月策定、
平成20年(2008年)7月、平成25年(2013年)7月、平成30年(2018年)7月見直し
- ◆兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針(県の実施方針)
平成16年(2004年)7月策定
平成22年(2010年)2月、平成27年(2015年)3月、令和2年(2020年)3月見直し
- ◆姫路市ホームレス自立支援実施計画
平成18年(2006年)3月策定
平成23年(2011年)3月、平成28年(2016年)3月見直し

○計画期間

令和3年度(2021年度) ～ 令和7年度(2025年度)

II 現状と課題 (本編P3～P5)

○ホームレスの現状

1 ホームレス数

全国的な傾向として、ホームレスの数は年々減少を続けています。姫路市においても減少傾向となっており、ここ数年は10人前後で推移しています。

◆ホームレス数の推移 ※「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」の結果による

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
全 国	6,541人	6,235人	5,534人	4,977人	4,555人	3,992人
兵 庫 県	175人	151人	126人	115人	109人	94人
姫 路 市	23人	11人	13人	13人	12人	6人

2 起居の場所

全国的には、都市公園、河川、道路が約70%を占めています。姫路市においても令和2年1月の調査で都市公園、河川、道路においてホームレスが確認されています。

◆場所別のホームレス数 ※「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」の結果による

	都市公園	河川	道路	駅舎	その他施設
姫 路 市	2人 (33.3%)	3人 (50.0%)	1人 (16.7%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
全 国	967人 (24.2%)	1,020人 (25.6%)	796人 (19.9%)	223人 (5.6%)	986人 (24.7%)

3 年齢分布

姫路市では60歳以上の人が多く、5年前と比較しても高齢化が進んでいる傾向が見られます。

◆姫路市における年齢別のホームレス数 ※姫路市の行った「ホームレス個別面談調査」の結果による

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	面談人数
令和2年	0人	0人	0人	2人	0人	2人
平成27年	0人	0人	5人	6人	3人	14人

4 ホームレス期間

姫路市では長期間にわたりホームレス生活をされている方が多く、5年前と比較すると短期間のホームレス生活をされていた方の減少傾向が見られます。

◆姫路市における期間別のホームレス数 ※姫路市の行った「ホームレス個別面談調査」の結果による

	6月未満	6月～1年	1～3年	3～5年	5年以上	面談人数
令和2年	0人	0人	0人	1人	1人	2人
平成27年	2人	0人	1人	0人	11人	14人

○ホームレス自立支援に向けた課題

自らの意思で安定した生活を送ることができるよう支援を継続するとともに、新たなホームレスを生まない、ホームレス生活を長期化させないための施策に取り組んでいく必要があります。

Ⅲ 計画の推進 (本編P6～P26)

1 ホームレスの自立を支援するための施策の推進

(1) 生活に関する相談支援

実態の把握	道路、公園、河川等の継続的な巡視活動を行います。また、自立相談支援機関が市内を巡回し個別面談による相談活動を実施します。
ホームレス自立支援連絡協議会の開催	市、民間団体、関係機関等からなる「ホームレス自立支援連絡協議会」を開催し、ホームレス支援に向けた協議・調整を行います。
総合的な相談支援窓口の設置	総合的な相談支援窓口として姫路市総合福祉会館に設置した「くらしと仕事の相談窓口」に相談支援員を配置し、相談を受け付けます。相談支援員は、関係機関との連絡調整を行い、問題解決に向けて支援を行います。
民間団体の行う総合相談会への市職員の派遣	民間団体主催の総合相談会が開催される場合には、必要に応じて市職員を派遣し、福祉相談や健康相談などを行います。

(2) 保健及び医療の確保

健康相談等	民間団体主催の総合相談会に保健師等を派遣し、相談機会の確保を図ります。医療機関受診等が必要な場合は、関係機関と連携して支援します。
心のケアに関する対応	保健所の「こころの健康相談」「アルコール問題相談」について周知を図るほか、民間団体主催の総合相談会に精神保健福祉相談員を派遣します。
結核など感染症に罹患している人への対応	結核などの感染症に罹患しているホームレスには、保健所、福祉事務所、医療機関等が連携し、継続的な治療等を支援します。
医療の確保	医師会、歯科医師会を通じて、ホームレスの医療機会の確保を依頼します。病気等による救急搬送時には生活保護等の適用を図ります。

(3) 安定した居住の場の確保

一時的な住まいの確保支援	一時的、緊急的な住まいの場として、救護施設や一時生活支援事業の活用を図ります。女性や性的少数者に配慮した自立支援を行います。
福祉施設への入所支援	一時的な入所の後、継続して施設での生活を希望する場合は、長期的な入所に向けた支援を行います。
公営住宅への入居支援	公営住宅への入居を希望された場合は、入居の支援を行います。
民間賃貸住宅の情報提供	低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供に努めます。また、「住まいに関する総合的な住情報提供・相談窓口」の設置の検討を進めます。
居宅生活への移行支援	自立した生活を営むことが可能と認められる人に対し、関係機関と連携して居宅確保に向けた支援を行います。また、居宅移行後も、必要に応じて、生活相談などの支援を行います。
社会福祉各法に法的位置付けのない住宅への対応等	ホームレスを一時的に入所させる住宅が、社会福祉各法の施設に相当する場合は適切な届出を奨励します。また、無料低額宿泊所を設置し運営する者に対しては、法令に基づく指導等の適切な対応を行います。

(4) 就業機会の確保

求人情報の収集、提供等	最新の求人情報を収集して出先機関へ掲示するほか、福祉事務所等や関係機関へ情報提供し、就労支援につなげます。
関係機関の連携による就労支援	生活困窮者自立支援制度の就労支援事業を通じて、公共職業安定所と連携し、就労支援員による就労相談を行います。
生活困窮者向け求人の開拓	生活困窮者の雇用に関して事業主等向けに情報提供を行うとともに、雇用に協力的な事業主等の開拓を行い、就労を支援します。
直ちに就労による自立が困難なホームレスに対する支援	生活困窮者自立支援制度の利用を積極的に促し、一時生活支援事業や就労準備支援事業を通じて、社会生活に必要な生活習慣や基礎能力の形成に向けた支援を行います。
若年層のホームレスに対する支援	くらしと仕事の相談窓口、姫路しごと支援センター、ひめじ若者サポートステーションの利用促進のため、積極的な広報を行います。

2 ホームレスに関する問題解決のための施策の推進

(1) 緊急援助及び生活保護の実施

ホームレスに対し緊急に行うべき援助	栄養状態や健康状態が悪化しているホームレスに対して医療機関への入院等の対応を緊急に講じます。
救急搬送時の対応	ホームレスが医療機関に救急搬送された場合は、救急隊は福祉事務所へ通知を行い、福祉事務所は生活保護の適用による適切な保護に努めます。
生活保護法による保護の実施	生活保護の適用が必要なホームレスに対しては、「ホームレス自立支援プログラム」に沿って適切な保護を実施します。

(2) ホームレスの人権擁護

人権教育の推進	学校教育において人権教育を行うことにより、ホームレスに対する偏見や差別的意識の解消に取り組みます。
人権啓発の推進	啓発誌や講演会等による啓発活動や人権相談等を行うことにより、市民の人権意識の高揚を図り、ホームレスに対する偏見や差別的意識の解消に取り組みます。
人権相談の充実	市役所などで行う人権相談について周知を図ります。また、ホームレスに対する事件を認知した場合は、警察等関係機関への情報提供を行い、適切な対応を図ります。
福祉施設における人権の尊重	ホームレスが入所する福祉施設において、人権が尊重され尊厳が確保されるよう、入所者等の処遇について指導監査を実施します。

(3) 公共施設の利用環境の確保

公共施設の適正利用の確保	公共施設を不適正に占拠することにより適正な利用が妨げられるおそれがある場合には、必要に応じて物件の撤去指導等を行います。
施設管理者による監督処分	必要と認める場合には、公共施設からの退去・移動の監督処分措置を行います。退去等の指導に当たっては、ホームレスの人権に十分配慮します。

放棄物等の処理	ホームレスの放棄物等があってそれを自主撤去できない場合は、施設の適正利用を確保するために、放棄物等の処理を行います。
災害に備えた適切な措置	ホームレスに被害が及ぶおそれがある洪水等の災害時には、関係機関が連携し、迅速かつ適切な措置を講じます。

(4) 地域における安全の確保等

事件・事故防止活動の推進	ホームレスからの相談や地域住民等からの通報があった場合は、訪問等によるホームレスへの面談を実施し、自立支援を図ります。また、地域が取り組む防犯パトロール等の地域安全活動を支援するほか、市の安全安心パトロールカーによる巡回活動を行います。
緊急保護が必要と認められる人への対応	警察からの連絡等により緊急に保護が必要なホームレスに対しては、医療機関での受診や福祉施設への入所を支援するなど適切な対応を図ります。

(5) 民間団体や地域社会等との連携

民間団体等との連携・協力	民間団体等と定期的な意見交換を行います。また、相互に連携・協力し、総合的な相談支援体制の充実を図ります。
地域社会等との連携・協力	民生委員・児童委員と情報交換・意見交換を行うことで、地域社会と連携・協力できる支援体制を構築します。また、自治会便利帳に相談窓口の連絡先を掲載し、地域での相談支援活動に協力します。

(6) 地域福祉の推進

地域福祉計画の推進	私たち一人ひとりが互いに支え合い、住み慣れた地域で健やかな暮らしができる福祉のまちづくりを目指して、「姫路市地域福祉計画」に掲げる施策を着実に推進します。
民間団体等が活動しやすい環境づくりの支援	市民活動に関する情報提供や相談、連携・交流に対する支援等を行い、ホームレス支援の民間団体が活動しやすい環境づくりに取り組みます。
日常生活自立支援事業の利用促進	認知症高齢者、知的障害者等のうち、判断能力に不安のある方が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業の利用に向けた支援を行います。

3 ホームレスになることを防止するための施策の推進

(1) 生活に関する相談支援

生活困窮者自立支援制度の活用	くらしと仕事の相談窓口で、個々の事情に応じた相談支援活動を行います。また、パンフレット等を作成し制度の周知に努めるとともに、関係機関や市民等からの情報提供等に基づきホームレスに対してアウトリーチを実施し、支援についての説明や相談窓口の周知に努め、自立に向けた支援を図ります。
関係機関・民間団体等との相互連携	関係機関や民間団体等と相互に連携することで地域の生活困窮者の把握と早期支援の実施に努めます。公営住宅の家賃納付相談時に、必要に応じて相談窓口を案内する等、必要な支援が受けられるよう連携を図ります。

債務整理等に関する相談支援	債務超過等により家賃を滞納するなどによって住居を失うおそれがある人に対し、家計改善支援事業の利用を促し、家計の視点からの専門的な助言、債務整理に関する支援を行います。
終夜営業店舗等の利用者に対する相談支援	終夜営業の店舗等を起居としている人に対する相談支援として、終夜営業店舗等に協力を求め、相談支援窓口の周知ビラ等を店舗に設置してもらえよう働きかけ、店舗からの相談支援要請があれば、相談支援員を派遣し支援を行います。

(2) 就業機会の確保

関係機関との連携	自立相談支援事業の利用を促し、就労支援員や相談支援員がワークサポートひめじ等の関係機関と連携し、安定した就労に向けた支援を行います。
求人情報の収集、提供等	最新の求人情報を収集して出先機関へ掲示するほか、福祉事務所等へ情報提供し就労支援につなぎます。
若年層に対する就労支援・相談機会の提供	くらしと仕事の相談窓口、姫路ごと支援センター、ひめじ若者サポートステーションの利用促進のため、積極的な広報を行います。

(3) 安定した住居の確保

一時生活支援事業の利用	住居のない生活困窮者に対して、一時生活支援事業の利用を促し、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行うことで生活の安定を図り、他の事業につながるよう支援を行います。
住居確保給付金の支給	離職等により住居を失うおそれ等のある人に対して、一定の要件のもと、住居確保給付金の支給を行うことにより、住居を喪失しないよう支援を行います。
総合支援資金の活用	総合支援資金の貸付を受けることで安定した居住地を確保できる、又は喪失することを防止できる場合は、社会福祉協議会と連携し、貸付が受けられるよう支援を行います。

(4) 教育支援の推進

職業体験を通じた勤労観の育成	中学生が職場体験などの地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義や社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒が自分の生き方を見つけられるよう支援を行います。
教育段階における職業観の形成	民間企業や経営者協会等と協力し、高等教育段階における職業観の形成に取り組み、就職後のミスマッチによる離職等の防止を図ります。
生活困窮者世帯の中学生等を対象とした学習支援事業	週1回、塾形式で、生活困窮世帯の中学生等に対して、基礎学力の向上、高等学校進学に向けた学習支援を総合的に行います。また、家庭や学校における悩みごとや困りごとに耳を傾け、アドバイスします。
少年無職化防止対策	中学卒業後の安易な退学や早期の離職の防止を図るために、市内各中学校及び義務教育学校後期課程、特別支援学校に少年無職化防止対策指導員を置き、来校指導をはじめ、家庭訪問や高校訪問、電話激励、職場訪問など幅広い支援活動を実施します。

(5) その他生活上の支援

生活福祉資金の利用支援	生活福祉資金の貸付により自立が見込まれる場合には、社会福祉協議会と連携し、貸付が受けられるよう支援を行います。また、貸付後も生活相談などの支援を継続して行います。
生活保護の適用	ホームレスへの支援と同様に、生活保護の積極的な適用を図り、住居の確保やその後の生活支援を行うことで、新たなホームレスを生まないよう努めます。
福祉サービスを必要とする刑事施設出所者に対する支援	刑事施設出所者等の中には社会復帰後に生活基盤が確立しておらず、就労等自立に向けた条件が整っていない場合があるため、保護観察所、更生保護施設、公共職業安定所、福祉事務所、自立相談支援機関及び民間団体等が連携を図って就労支援事業を行い、必要に応じて生活保護の適用を行い生活基盤の確立を支援します。